

松阪市情報システム調達ガイドライン策定業務委託仕様書

1 業務の概要

1.1 業務の名称

松阪市情報システム調達ガイドライン策定業務

1.2 業務の目的

情報システムの運用、維持には継続的な経費を伴うことから、適正かつ効率的な投資により最大の効果を発揮する情報システムの導入が求められている。また、情報システムの調達は専門的かつ技術的であることや、事務手続きが煩雑であることから委託業者等へ依存してしまう等の課題が潜在している。そこで、情報システムの契約に係る齟齬を未然に防ぎ、適正な情報システムの調達及び運用が行えるよう、調達業務の基本方針や事務手順を可視化した「情報システム調達ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定する。

1.3 委託期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

1.4 発注部署及び業務履行の場所

松阪市経営企画部情報企画課

連絡先 〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

電話番号 0598-53-4228 FAX 0598-25-0825

1.5 プロジェクト体制

本業務を円滑に遂行するためのプロジェクト管理者として、次の要件をすべて満たす人物を割り当てること。なお、契約期間中における要員交代は原則として認めないものとする。

- ・プロジェクト管理の実務経験を有する者
- ・官公庁における類似案件又は情報システム監査の実務経験を有する者
- ・官公庁における予算編成プロセスの知識を有する者
- ・情報システム戦略の知識を有する者

2 ガイドライン策定に係る基本方針の作成

本業務で策定するガイドラインは、他の自治体で利用されているガイドラインの単なる流用ではなく、本市の実状に即した内容とすること。そのため、本市の現状について分析調査を実施した上で、ガイドラインの目的や役割、課題と対応方針、記載範囲及びドキュメント構成などを示したガイドラインの策定に係る基本方針を作成すること。

3 ガイドラインの策定

(1) ガイドラインは、2 の基本方針に基づき、専門知識をもたない職員が情報システムを調達する際に検討すべき事項や検討方法が容易に理解できる内容とすること。また、検討すべき事項や記載すべき内容が漏れないようチェックリストやテンプレートを含めること。

- (2) (1)で策定したガイドラインは、本市が選定する調達案件に対して試行運用を行うものとする。
なお、試行運用は、実際の運用を想定して本市の職員により実施するものとするが、試行運用の結果報告、本市からガイドラインの修正の要請があった場合はガイドラインの見直しを行うこと。

4 ガイドラインの運用指針の作成

ガイドラインの運用を定着させ、日常業務において継続して利用していくための運用指針を作成すること。

5 特記事項

5.1 納品物について

情報システム等の調達の際、専門知識をもたない職員がガイドラインを簡単に利用することができ、実際の運用に適した形とすることが重要であると考えていることから、テンプレートによる運用や手続きの図示などの創意工夫を行う必要があるため、最終的な成果物の種類及び構成は提案内容によるものとする。ただし、下記の納品物については必須提出とし提出期限を設ける。

	納品物	期限
1	プロジェクト計画書	契約後 14 日以内
2	ガイドライン策定に係る基本方針	9 月上旬
3	ガイドライン（案）	11 月中旬
4	ガイドライン（最終） ガイドライン運用指針 業務報告書	履行期限まで

納品物については紙媒体で各 2 部、電子媒体で各 1 部を納品すること（上記以外も同様とする）。

5.2 検査完了条件

履行期日まで上記納品物がすべて適正に納入されていること。

5.3 費用負担

本業務の実施にあたって要する費用（人件費、諸手当、消耗品、通信運搬費等）は、すべて受託者の負担とする。

5.4 法令遵守

本業務を履行するにあたっては、松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）、松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号）、松阪市情報セキュリティポリシー等をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

5.5 守秘義務

- ① 受託者（退職者等を含む。）は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、そのために必要な措置を受託者において講ずること。

- ② ISO27001/ISMS の認証を取得又は同等以上の管理・運用を実施していること。
- ③ 本業務の試行運用において公告前に入札情報のやりとりが生じることから、情報システム等の調達における公平性を保つため、本業務の受託者は試行運用の対象とした案件への入札参加を禁止する場合がある。
- ④ 委託者が提供する資料は、原則として貸出によるものとし、業務完了日までに返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供は行わないこと。

5.6 その他

- ① 本書に明示されていない事項であっても、委託者と協議のうえ、その履行上当然必要な事項については、すべて受託者が責任を持って対応すること。
- ② 本市からの改善要求に対して、指定した期限までに改善が見られない場合は、本市は契約を解除することができるものとする。
- ③ 本業務契約後、本書に記載されていない事項で疑義が生じた場合や、委託者が委託作業内容等の変更の必要が生じた場合、受託者は協議に応じなければならない。
- ④ 本業務に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、三重県松阪市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条に定めるとおりとする。
- ⑤ 本業務のすべて又は一部を第三者へ委託することを禁止する。